

平成 28 年度

サービス付き高齢者向け住宅整備事業

補助金申請大募集

募集期間を延長しました！！

締切日・平成 29 年 2 月 3 日 (金) → **2 月 28 日まで (火)** ※消印有効

※事前審査の受付期間も上記と同様に延長致します。期間内に事前審査の受付をした事業は、平成 29 年 3 月 10 日 (金) まで、交付申請の受付をおこないます。

サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）とは？

サ高住は、高齢者が安心して生活できる住まいとして近年注目を集めている住宅です。賃貸住宅として住みながら見守りサービス等を受けることが可能であり、高齢者が安心して自立した生活を送ることができます。

国土交通省はサ高住の整備を支援しています

◆ 平成 28 年度補助事業のメリット

ポイント 1 ・ 補助額の上限が拡大しています！！

平成 27 年度補正予算での募集に引き続き「夫婦型サ高住」「既存ストック型サ高住」「拠点型サ高住」の補助額の上限が拡大しています。

補助額が最大で

150%

にUPします！

▼従来の補助額の上限

■住宅

- 新築 工事費の 1/10 以内 かつ
1 住戸あたり **100 万円 / 戸**
- 改修 工事費の 1/3 以内 かつ
1 住戸あたり **100 万円 / 戸**

■高齢者生活支援施設

- 新築 工事費の 1/10 以内 かつ
1 施設あたり **1,000 万円 / 施設**
- 改修 工事費の 1/3 以内 かつ
1 施設あたり **1,000 万円 / 施設**

▼拡大した補助額の上限

①一般型サ高住 (②、③以外の住宅)

120 万円 / 戸

②夫婦型サ高住

床面積が 30 ㎡以上かつ基本設備が全て設置されている住宅

135 万円 / 戸

③既存ストック型サ高住

既存ストックを活用し、法令等に適合させる工事が新たに必要となる住宅または階段室型の共同住宅を活用し共用廊下等を設置する住宅

150 万円 / 戸

④拠点型サ高住

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所（複合型サービス事業所）、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所
上記の 4 施設

1,200 万円 / 施設

ポイント 2 ・ 既存建物を活用した事業（改修事業）はさらに拡充しています！！

従来、住宅の専用部（共同利用設備を含む）の補助対象工事は「加齢対応改修工事」だけでしたが、昨年度から「用途変更に伴う法令適合のために必要となる改修工事」も対象工事に加わりました。

加齢対応構造等の
設置・改修工事

+

用途変更に伴う法令適合の
ために必要となる改修工事

詳しくは裏面の【改修事業の解説】をご参照ください →

補助事業の詳細については、サービス付き高齢者向け住宅整備事業 事務局のホームページ (<http://www.koreisha.jp/service/>) から「交付申請要領」をダウンロードしてご参照ください。

問い合わせ先：サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局 (E-mail : info@serkorei.jp / 電話 : 03-5805-2971)



◆ 改修事業の解説

国土交通省は
ストック活用を
推進します！

改修工事はすべてが補助対象になるの??

改修事業の場合、建物の「部分」や「工事内容」等によって、補助率や補助対象となる範囲が異なります。具体的には下表をご参照ください。



■ 建物の部分毎の補助率・補助対象となる主な工事内容

共用部	工事費の1/3	●外壁塗装・屋上防水等の改修工事、廊下・階段等の改修工事、給排水、電気設備等の配管工事、外構工事、耐震改修工事 他
高齢者生活支援施設		●内装改修工事、浴室・便所等の設置工事 他
住宅の専用部 ※住宅の専用部 →住戸内および共同利用設備の部分	工事費の2/3	※住宅の専用部は下記の工事のみが補助対象となります。 ●加齢対応構造等の設置・改修工事 ●用途変更に伴う法令適合のために必要となる改修工事
EVの新設工事		●改修工事を行う部分に新たにエレベーターを設置する工事
改修を目的とした住宅の取得	取得費の1/10	●改修を目的として住宅等を取得する場合の取得に要する費用

「用途変更に伴う法令適合のために必要となる改修工事」が補助対象として拡充しています

昨年度より、住宅の専用部の補助対象となる工事範囲が拡充されました。下図は具体的な補助対象工事の事例です。赤字部分が追加された補助対象工事になります。

便所

<スペース>

- ・広い便所に改修

<設備機器>

- ・手洗いや器の水栓をレバー式に交換
- ・便器の設置（座便式など加齢対応機器のみ）
- ・**便器の設置**

洗面

<設備機器>

- ・レバー式水栓に交換
- ・洗面設備の設置（加齢対応機器のみ）
- ・**洗面台の設置**

浴室

<スペース>

- ・広い浴室に改修

<設備機器>

- ・水栓をレバー式に交換
- ・移乗台や踏み台等の設置
- ・浴槽の設置（加齢対応機器のみ）
- ・**浴槽の設置**

台所

<設備機器>

- ・流し台の設置（加齢対応機器のみ）
- ・**流し台の設置**

収納

- ・**収納設備の設置**

専用部共通

<幅員>

- ・通路の幅員の拡張
- ・出入口の幅員の拡張

<手すり>

- ・手すりの新設
- ・既存の手すりの改良

<段差>

- ・段差の解消
- ・段差の縮小

<出入口>

- ・開き戸を引き戸に交換
- ・レバーハンドルに交換

<設備機器>

- ・緊急通報装置の設置（ナースコール等）

居室

<設備機器>

- ・**24時間換気設備の設置**
- ・**スプリンクラーの設置**
- ・**自動火災報知機の設置**

●それぞれの改修工事に関わる、付帯工事・道連れ工事（解体、仕上げ、配管工事等）も補助対象となり得ます。

●その他、共同利用設備内では、非常用照明設備、排煙設備、誘導灯などの工事も補助対象となり得ます。

※上記はあくまでも参考例となります。計画内容により補助対象となる工事等は異なりますのでご注意ください。

※改修事業に関する詳しい情報は、サービス付き高齢者向け住宅 事務局ホームページ（<http://www.koreisha.jp/service/>）から「計画説明提出書類の作成例【改修事業】」をダウンロードしてご参照ください。